

記入例

ひな形を用いて計画を作成する場合は、施設の実情に合わせて、適宜必要な項目を追加、変更または削除してください。

避難確保計画

対象災害【 水害（洪水）・土砂災害 】

【施設名： 】

令和 年 月 作成

1. 計画の目的

この計画は、水害（洪水）や土砂災害の発生、または発生するおそれのある場合の本施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

2. 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を大阪狭山市長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 27 名	約 9 名	約 名	約 名
夜間	約 9 名	約 2 名	約 名	約 名

利用者数は最大の利用者数を想定。

計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。

又は午前 8 時の時点で、全府下又は大阪狭山市に以下のいずれかが発表されている場合は、臨時休業とする。

- 暴風警報又は特別警報
- 大雨警報又は特別警報
- 洪水警報

4. 防災体制

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【本施設において浸水が想定される河川】

該当河川	河川名（観測所）	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
<input checked="" type="checkbox"/>	東除川（古川橋）	1.2 m	2.4 m	2.6 m
	西除川（野田）	1.0 m	1.4 m	1.6 m
	西除川（金剛橋）	1.6 m	1.9 m	2.2 m
	三津屋川（三津屋川橋）	2.1 m	2.3 m	2.5 m

【本施設において警戒すべき土砂災害（特別）警戒区域】

該当	所在地	区域名
<input checked="" type="checkbox"/>	西山台六丁目	西山台六丁目（1）

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意 レベル 体制 2	以下のいずれかに該当する場合 大雨・洪水注意報発表 対象河川に氾濫注意情報発表	気象情報等の情報収集 洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒 レベル 体制 3	以下のいずれかに該当する場合 高齢者等避難の発令 大雨警報（浸水害）・洪水警報発表 対象河川に氾濫警戒情報発表 土砂災害警戒情報 土砂災害の前兆現象	気象情報等の情報収集 洪水予報等の情報収集 避難情報の収集	情報収集伝達要員
		使用する資機材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常 レベル 体制 4	以下のいずれかに該当する場合 避難指示の発令 対象河川に氾濫危険情報発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

避難情報等が発令されない場合でも、雨の降り方等によっては自主的な判断に基づき体制を確立すること。

・公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。など施設の実情に合わせて記入してください。

【大型台風の襲来が予想される場合】

--

5. 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

気象情報	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ ラジオ <input checked="" type="checkbox"/> 市災害・緊急情報配信システム（メール、FAX、電話） 防災情報メール（おおさか防災ネット） <input checked="" type="checkbox"/> インターネット（気象庁HP、おおさか防災ネット）
洪水予報等 水位到達情報	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ ラジオ 防災情報メール（おおさか防災ネット） <input checked="" type="checkbox"/> インターネット（川の防災情報、大阪府河川防災情報）
避難情報	<input checked="" type="checkbox"/> 市災害・緊急情報配信システム（メール、FAX、電話） 防災情報メール（おおさか防災ネット） <input checked="" type="checkbox"/> 緊急速報メール <input checked="" type="checkbox"/> 防災行政無線 <input checked="" type="checkbox"/> インターネット（市ホームページ） <input checked="" type="checkbox"/> テレビ ラジオ
施設周辺の浸水状況	<input checked="" type="checkbox"/> 施設周辺の浸水状況（施設職員による目視） 安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施する。

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、施設内から確認を行う。

「緊急連絡網」、「利用者緊急連絡先一覧表」については、
個人情報を含むため本市への提出は不要です。

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、次の内容を連絡する。

「**小学校**（避難場所）」へ避難する。利用者引き渡しは「**小学校**（避難場所）」において行う。利用者の引き渡し開始は**16**時頃とする。

6. 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

立ち退き避難（水平避難）を行う場合

	避難場所の名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
区域外の 関連施設		2,000 m	<input checked="" type="checkbox"/>	2 台
指定緊急 避難場所	小学校	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	台

屋内安全確保（垂直避難）を行う場合

建物名称	避難階	移動手段
	2 階	エレベーター、 ストレッチャー

建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

移動手段には、階段の利用、使用する資機材等を記載する。

近隣の安全な場所

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所「
」に避難するものとする。

標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

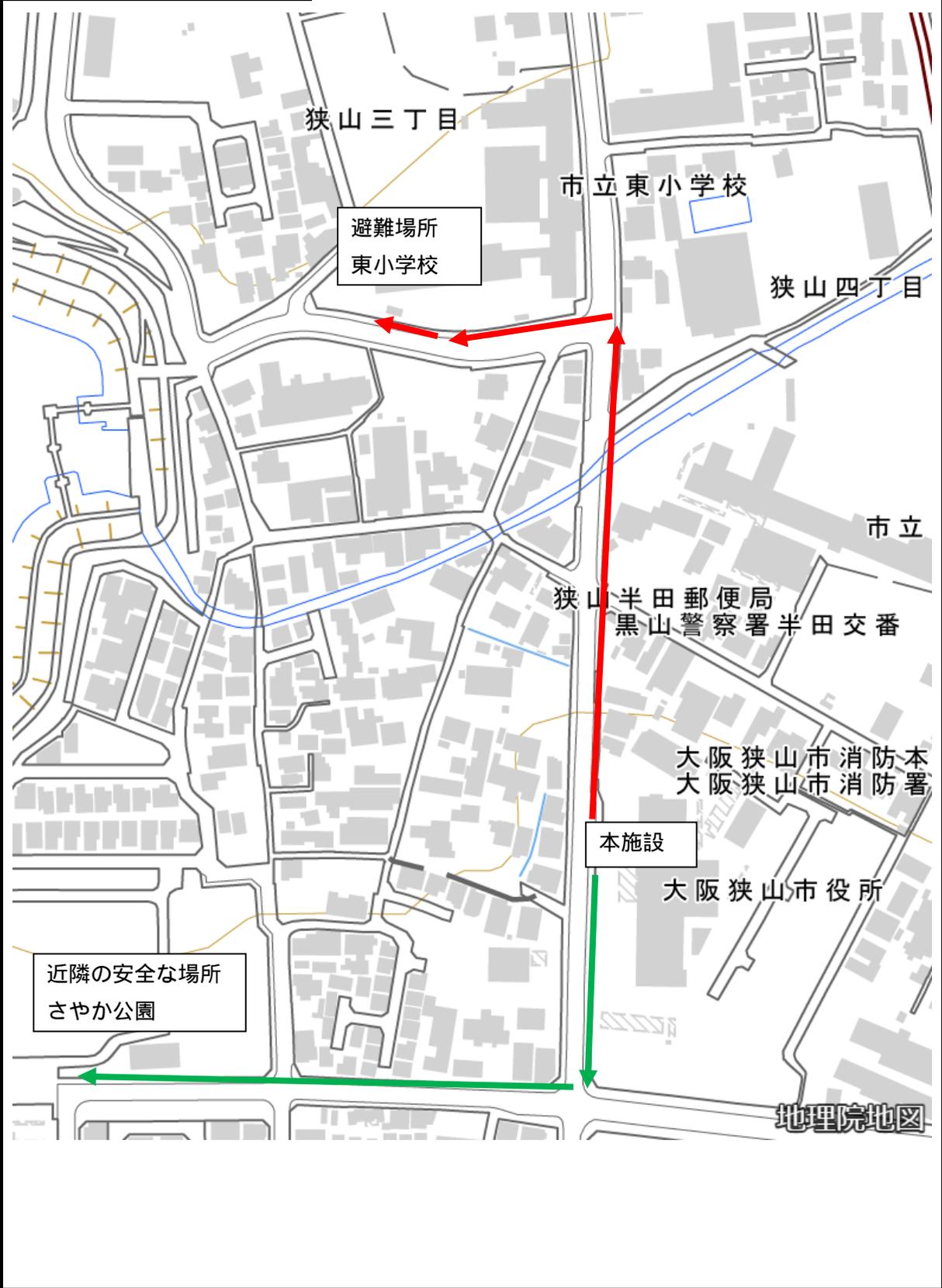
(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

避難経路図の作成にあたっては、国土地理院地図等を利用し、地図上に避難経路を赤などわかりやすい色で記入してください。

避難経路図



7. 避難の確保を図るための資機材の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材等については、以下のとおりとする。これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

【避難確保資機材等一覧】

	資機材		
情報収集・伝達	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ <input checked="" type="checkbox"/> F A X <input checked="" type="checkbox"/> 電池	ラジオ <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> モバイルバッテリー	タブレット端末 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯
避難誘導	<input checked="" type="checkbox"/> 名簿（施設職員、利用者） 携帯用拡声器 <input checked="" type="checkbox"/> モバイルバッテリー <input checked="" type="checkbox"/> 電池	<input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 電池式照明器具 <input checked="" type="checkbox"/> ライフジャケット 蛍光塗料	タブレット端末 <input checked="" type="checkbox"/> 案内旗 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯
備蓄物資	<input checked="" type="checkbox"/> 水（1人あたり9リットル） <input checked="" type="checkbox"/> 防寒具	<input checked="" type="checkbox"/> 食料（1人あたり9食分）	<input checked="" type="checkbox"/> 寝具
衛生用品	<input checked="" type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input checked="" type="checkbox"/> マスク	<input checked="" type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ袋	<input checked="" type="checkbox"/> タオル
医薬品	<input checked="" type="checkbox"/> 常備薬 <input checked="" type="checkbox"/> 絆創膏	<input checked="" type="checkbox"/> 消毒薬	<input checked="" type="checkbox"/> 包帯
その他			

浸水等を防ぐための対策			
<input checked="" type="checkbox"/> 土嚢	止水板	その他（	）

8. 防災教育及び訓練の実施

毎年4月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。
 毎年8月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び
 その他、年間の教育及び訓練計画を毎年3月に作成する。

自衛水防組織を設置する場合は記載してください。なお、「自衛水防組織活動要領」の本市への提出は不要です。

9. 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 毎年 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 毎年 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
 自衛水防組織を設置又は変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を大阪狭山市長へ報告する。